



始



目 次

- 一、アメリカに於ける借地契約文書化についての資料
二、日本に於ける從來（農地改革前）の小作契約書の實例

北海道（道廳に於て一般に指導獎勵してきたもの）

（大契約）

例一	（農場契約）
例二	（青森縣（田地））
例三	（秋田縣（田作））
例四	（宮城縣（物紡））
例五	（福島縣（一般のもの））
例六	（山形縣（最新のもの））
例七	（在來のもの）
例八	（注目すべきもの）
例九	（秋田縣（金納））
例十	（福島縣（材穀畑未成園））
例十一	（宮城縣（田作））
例十二	（秋田縣（物紡））
例十三	（福島縣（一般のもの））
例十四	（山形縣（最新のもの））
例十五	（在來のもの）
例十六	（注目すべきもの）
例十七	（福島縣（材穀畑未成園））
例十八	（秋田縣（金納））
例十九	（福島縣（一般のもの））
例二十	（山形縣（最新のもの））
例二十一	（在來のもの）
例二十二	（注目すべきもの）
例二十三	（福島縣（一般のもの））
例二十四	（山形縣（最新のもの））
例二十五	（在來のもの）
例二十六	（注目すべきもの）
例二十七	（福島縣（材穀畑未成園））

——以上埼玉縣農地部報告のもの

富山縣（慣行小作權地帶の一例）

富山縣西礪波郡鷹栖村農地委員會調

埼玉縣（水田）

（畑）



一、アメリカに於ける借地契約文書化についての資料

これはアメリカ合衆国農務省から、借地契約文書化について、アメリカ農民に對して配布された宣傳資料である。もとよりアメリカの農業事情はわが國と大いに異なるが政策としての小作契約文書化のアメリカの理念を了解すると共に、資本主義農業國の契約書式を學ぶ上に参考となるので、特にその概要を掲載することにした。

皆さんの借地契約

U・S・A 農務省

農業經濟局 マックス・エム・サーブ

農場の地主と小作人が共通の事業について、一緒に働くのだという氣持を持つならば大抵の場合二人はどちらもうまくゆくものであります。二ふうのはどちらも最善の努力をしなければならないということ、それから両方の利益を得ようとしてお互いに一緒に仕事をしなければならないという氣持をもつことです。

地主も小作人も、農場が、澤山生産するようになればなるほど、二人の間の分け前は、それだけ多くなるわけですし、もし農場が、十分に生産をあげるならば、働く人に望ましい状態で、農作業がうまく行なわれるであります。それのみならず、農場は、よい状態に保たれ、また永久に改良されてゆくことになります。このようなことを理解することは、地主と小作人が、お互いに知り合うことの様に簡単にできることがあります。

次ぎに大切なことは、その了解が何であるかを示す契約又は約束ということであります。いいかえればそれは、地主と小作人が、如何に一と共に仕事をするかということであり、二人の義務と責任、それからお互いに盡す役割や、農場がもうけたり、生産したもの、分け前をどうするかということの概略を述べたものであります。このような契約又は約束は、農場借地契約と呼ばれます。

借地契約に於て、農場所有者は小作人が一定の期間、農場を占有し、使用する権利を持つことに同意します。所有者も小作人も、ある程度の義務と責任を持つことになります。

借地契約に於ては普通の條項、例えば農場の場所、占有の期間、栽培作物、支拂う小作料と/or ようなものの外に、地主と小作人が話し合つたり取りきめた、特別な約束や計画にも触れることが出来ます。建物の垣根や牧野を抜けたり改良したり、テラスや、排水溝を作つたり、その他収良を加えることに就いても打ち合わせることが出来ます。このような改良は、両者が十分納得し、小作人がしたことに対する地主がつぐなうというような方法によつてとり行われます。

どんな契約もそれぞれの農場にうまくあてはまり、又、地主と小作人の必要と意志にそぐわなければなりません。皆さんの借地契約はお隣りのものとは全くちがうかもしれません。くわしい特別なことについての取りきめは、個々の地主と小作人にまかされるのであります。しかしながらよい契約書をつくる爲の根本原理、又は要点といふものがあるのです。それがよくわかりさえすれば、あなたはもう満足な借地契約を作り上げる骨組が出来上つたことになります。

よい借地契約の必要條件を御存知ですか？

よい借地契約のいちばん大切なことの一つは、文書によることがあります。しかし、小作人や地主の四分の三は、約束を文書にしていないようです。その約束については、記録がとられていないで、約束はみんな記憶にまかされています。記憶といふものはしば／＼頼りないものでありますし、数週間又は数ヶ月になると、約束したことのいくつかはぼんやりしてしまいますし、忘れてしまうものもあります。だから時々誤解が生れるのです。又大事な点が、土地を借りる約束の短い「話し合い」の中では見すごされたかもしれません。これらの点は、将来二人の間で争いにならないともかかりません。

どんな種類の契約でも全く完全といふわけにはいきません。契約の種類や形式はいゝや悪いのがありますし、ある契約は、一方より他方が不利になるように書かれています。——よい契約といふものははつきりと了解しうる言葉が書かれ、しかも、両方に公平でなければなりません。契約書は間違いなく、すべての重要な事、即ち、農業のやり方、両者の役割や、金又は生産物で支拂われる小作料の額についての、概略を示さなければなりません。それは、小作人が農場に於て相應な生活をする筈のものでなければなりません。それは、農場の維持、修繕及び改良に関する一定の條項を定めなければなりません。それから最後に、両者のどんな意見のくい違いや、争いにせよ第三者の仲裁にまかせる約束をふくまなければなりません。勿論、よい借地契約をむすんだからといって、それだけですぐさま農場が能率的な生産をあげるということになるわけにはいきませんし、よい借地契約をむすんだことによつて、それを小作人はよくもののわかつた地主のかわりになるといつて安心したり、

一方地主は有能な小作人をみつけたとすぐさま考へるわけにはいきません。しかし、公平な地代を定め、小作人に正当な保証と安定を確保する文書化された數年にわたる契約書といふものは、借地農業の發展の出発となることあります。

よい借地契約は、勿論、両者にとつて利益であります。それに含まれた條項は、小作人がよりよい農業者になることを助け、借りている土地の管理や又、その改良により多く注意をするようになります。よい借地契約は、小作人と地主の両方に対して、より大きい收入をもたらすのであります。それは仕事がよりうまく計画されるからであります。皆さんの借地契約はよい契約ですか？

経験によればよい文書化された借地契約は小作人の利益のみならず、地主の利益をも守ることが出来ます。よい文書化された契約書を手にして、小作人は定められた期間、その土地をたしかにつかうことが出来るということ、それからその土地を一定の注意深い計画に基いて間違なくつかうことが出来るということを感じることが出来ます。つまり、小作人はよりよく農業にいそしむことが出来るのです。あたかも、小作人が、その土地を自分自身のものであるかのように注意することを地主が期待出来るのは、結局借地契約の文書化によるより他ありません。そして、それこそすべての地主が欲する小作人のあり方であります。

永年にわたる経験に基いて農務省は三つの異つた契約の様式をつくりました。これらの印刷された書式は、書きこむ余白があつて、大抵の地主や小作人が契約書に書きたいと思う主な点を含んでいます。勿論これらは一般的な用途の爲であつて、地主と小作人が欲する特種な細目や特別な約束は更に書き込まなければなりません。その爲に余白が、用意されてありますし、契約書のどの種類についても、特別な約束、又は話し合ひをその最後に加えることができるようになつています。

この紙をひらけば、裏面に一般向小作契約書の一例がありまして、その中の最も重要な諸点についての説明がそばについています。この書式は代表的な金納小作や、分益農小作に適當です。この契約書は、皆さんの郡出先機關から、又はコロンビア州ワシントン二五番地、アメリカ合衆國農務省からもらえます。同じところから外の小作契約書や出版物、例えは「家畜分益農契約書」——家畜分益農制に基く借地の爲——「穀物分益契約書」——南部に於ける綿花や煙草の分益農に適當——「よりよい農場借地契約」(ファーマーズ・ブレッティン一九六九)、それから「小作契約とその改善についての話」DS-127 というようなものもあります。

また州農業大學の多くは、借地契約に関する優れた印刷物を持っていますし、その中には契約書式が書いてあります。これらは、農務省の書式よりも地方の事情にもつとよく適合しているかもしれません。そのことについては、皆さんの郡出先機關にきて下さい。

この紙の裏に説明した契約の例よりも、あなた自身の必要に適合するもつとよい他の書式があつたとしても、この紙のうちにかいてあることの主な点を学ぶことは、無駄ではないことはすぐ解ることと思ひます。

このパンフレットの最初の方で述べたよい契約の基本となる原理や本質について皆さんはもつと沢山知りたいと思うことでしょう。もしそうならばこの紙を一杯にひらいて、一般向小作契約書の印刷された例を見て下さい。

(註) このパンフレットは新聞大の紙で表面にはこのような文章が大きい活字で印刷されており、裏面には契約書の様式が中央に印刷されその両側に解説がついている。様式は次の如きものである。解説は(註)としていれることとした。

賃貸借契約書(原名 フレクシブル・ファーム・リース)

此の契約は	地主	甲	
	年	月	日に
	小作人	乙	
	住所		

の間にあてとりきめられた

1 財産の種類(註1)

地主はこの契約により小作人が左記財産(所在地)を農業及それに関連する目的のために占有使用することを認めて賃貸する。

所在地
エーカー

この財産は一切の建物とその附加物及びそれに附着する一切の権利を含む場合もある。(これらの財産一切を以下農場と称する)地主は自己が農場所有者であることを認め、この契約により小作人に占有の権利を與へ、契約の有效な限りかかる第三者に対しても小作人の占有を

2 契約の期間(註2)

この契約の期間は、自 年 月 日 至 年 月 日 の 年間とする。但してこの契約の期間の満了又は更新前にいづれか一方から他に対し ケ月 日前までに契約終止の通告がなされることがなければ(この期間以後においても)年々有効である。

3 地代及び協定(註3)

A案 現物分益地代、定額地代、代金納分益地代、金納地代(これが選定されたときは下記 B案は抹消しなければならない)――

小作人は農場に対する地代として次の事に同意する。

即ち収穫の分割或はその一定数量、一部の土地については農産物の分割で、他は現金で分割して、或は下表に示す様なエーカー当たりで確定的な金納地代を支拂う。

(1) 予定作付面積

面積

(2) 現地主に支拂われるべき現物分益地代、現物地代、金納地代、
その他の地代

小作人使用の蔬菜畑(馬鈴薯)面積
小作人使用の果樹園(葡萄)面積
小作人使用の果樹園(梨)面積
農場畜舎、厩舎、家禽囲い地の面積
農場の立木、荒蕪地面積
農場借地面積

(注意) 各作物の作付計画の面積は(1)表に記入しなければならない。この表の総面積は大体農場の農地面積と一致する。各作物の小作料として支拂われる分量や分量についてはその作物の反対側の(2)欄に記入する。若しある作物や一部の農地に対しても現金で支拂れる場合その額を(2)欄に記入する。

上表（1）に記された面積がこの契約の第一年計画された面積にほど等しいこと、耕作面積及家畜計画は相互の同意によつて変更されること、年々の確実な農場計画によつて決定されるといふことを諒解する。

更に（2）欄にかゝげられた分前、及び地代の率は、地代を拂うことの出来る時に実際に決定出来るほどに作物の生長している面積について支拂うことを更に諒解する。

B案 一時拂現金地代（これが採用されたときはA案は抹消すること但し右表は收穫量及面積の概略を知るために用いられる。）

小作人は農産物借地代として、一ヶ年何ドルとして総額——ドルを支拂うことに同意する。

地代の支拂方法

穀物地代は次の場所で收穫時或は指定時期——で引渡す。

現金地代は次の場所で市場で取引をする時期に或は——時支拂う。

農場使用方法（註4）

a 別に定められなければ小作人は一切の労力、通常作物の種子、役畜、トラクター及び通常の耕作物設備を負担し、一切の普通の耕作費用を負担する。（例外及び特殊條件、即ち特殊作物の種子、收穫或は費用、トラクターの燃料等は下等に記載し各当事者の負担は適当の欄に記すこと。）

(A)

經營設備、經營費	負 担		經營設備、經營費	負 担	
	地 主	小 作 人		地 主	小 作 人
石 灰					
金 肥					

- b 小作人は農場を適當有効に利用し、完全に耕耘し適當の時期に適當な方法で蒔付けし、中耕し、收穫する。そして農場に有効に施肥すること。これには次の様な特別の條件をおく。（もしある場合に）——（余白）
- c 小作人或は両当事者は次の條件により連帶で農場において家畜及び畜産物の商品生産を行ふことを約束出来る。
- この最初の二欄には家畜の数及び種類、残りの欄に地主小作人の分前を記載する。

(B)

畜 業 數	品 畜 の 種 類	所 有 者 又 は	購入飼料、育成			增殖や犠の所有	負 担 又 は 收 益 の 分 配
			料	獸	醫		
						家 畜 販 売	畜 產 物 販 賣

（若し分配や共有割合は 50——50 又は $L \frac{1}{3} — L \frac{2}{3}$ の如し）

農場で生産され、家畜の飼料として用いられたものは

% は小作人 % は地主が負担する。

専家畜生産に関しては次の條件を附加する。（もある場合に）——（余白）

5 維持、修繕及改良（註5）

維持及修繕

a 地主は賃貸の初めに農場を住居に適する様な又賃貸出来る様な状態に置くこと、小作人は主として農場を之の借用中借りる初めと同じ様な良好な状態に維持すること。小作人の使用以外の原因で受けた通常の磨損又は減價の場合を除く。次の修繕及改良は地主によつてなされるとして各項目の後に記載された日迄に完成されること。（余白）

b 地主は小作人によつて行はれる通常の維持及修繕の材料を提供する。そして小作人はその様な材料を使用し完成する通常の維持及修繕をするために必要な労働を提供する。但し必要とされた専門的労働を小作人が完全に負担出来ないときは地主によつて提供される。

c 委任小作人は地主からの許可なしに修繕或は改良に必要な材料を毎年 の範囲内で買うことが出来る。そして地主によつてそれがと

d 若し住居或は他の必要な建物が火事や洪水やその他不可抗力により破壊される様なことがあれば地主は直にその様な建物を迅速に建て直すか修繕すること。

新しい改良

e 通常地主が準備する永久的な改良

通常永久的に財産の一部となる新しい改良を行う場合、それは地主の負担である。若し小作人が彼自身の費用で又は地主の許可を受けて、建築、建物の増築又は大修繕、新しい棚、井戸、上下水道設備、家屋据付物（定着物）、池や湖、排水設備や段地、これらの他の設備等新しい改良を行う時、小作人自身の労働費用を含めて地主によつてこれらの改良の費用の償を受けれるであろう。

f 地主と小作人が通常連帶に行う改良

数年間の期間以上両方に利益のある改良については通常慣習的に両当事者によつて負担せられる。若し小作人が自己の負担で又は地主の許可を受けて、果樹園、葡萄園、農場森林地区、永久牧草又は放牧地の完成、石灰、磷酸塩、鰐津の施用、これらの他の改良等、これらの計画の改良を行う場合、地主によつてこれらの改良の地主の負担部分が補償せられる。若し小作人がこの（項目、部類）前述の計画に従つて改良を行い、彼によつてなされた改良中彼の負担部分についての利益が補償せられない中に契約が終了になり、又は満了の場合、地主は小作人の受け取つていない改良価値部分の分前について信用を與え又は補償するであろう。

g 小規模改良

農場の状態や外觀が變らない程度の一時的又は除去出来る性質の小さな改良は彼の経費で彼の独断でなされる。若し小作人が、契約の有効な間いつでも彼の農場を去る時、農場を改良した部分を、これらの改良をした以前と同じ状態にして農場から除去するという條件であればそれが法律的に充分に定着物となつてもこの小設備を除去出来る。そして亦小作人はこの除去出来る改良に対しても補償を受けないだろう。

h 土壤保護と土地改良の実施

若し小作人が地主の了解と同意を得れば、上述の明細した（e）又は（f）以外の土壤保護や土地改良の実施を小作人の経費で行い、そ」

6 政府の農業計画（註6）

両当事者が若しこの農場を考慮して何か國家が農業助長に関し計画中の適当な農業保護、土壤保護、或は他の國家政策があればそれに参加し、この計画遂行上必要な契約の変更についてはその都度應すること。

この計画に参加して得た現金や他の利益についてはお互にその計画の負担に應じて分配することを諒解する。契約によつて規定されたどの指定貸與地並に通常その附属物も小作人によつて利用される。而してこの契約によつて結ばれた土地が、この様な計画に於て行はれる廣大な面積に参加して処理せられる時、小作人は貸與地の面積や支拂やその他の利点によつて彼の分前の比率額を受けとる。而して同様の方法に從つて彼はこの計画の目的達成に彼の割当てられた役割を果さなければならない。

6 政府農業計画（要約）

農場の利益のためにこの計画に参加するならば、これによる契約の変化は両者同意する。

この計画によつてうけた利益は両者で分けあうこと。また負担及び利益は小作人がこの契約に含まれている土地面積に比例して受けること。

7 小作人の同意事項（註6）

a 小作人はこの契約を譲り或は農場の一部を又貸しすることを地主の承諾なしにすることをしない。

b 小作人は地主及その代理人が修繕及び改良及び調査のためにいつでも農場に入ることを認める。

c 小作人は荒廢せしめたり、農場を損つたりしない。又他人がこれをなすことも許してはならない。

d 小作人はこの契約の満了及び更新又は期間を拡張した場合の満了期にその占有をやめる。

8 諒解事項（註7）

a いづれか一方が死んだときはこの契約は、契約を解除しようとするものから一方に対し收穫期の少くとも——ヶ月前に通告すれば解除出來る。

b 枯木や市場價値のない樹木及び他の樹木は、小作人の燃料とするために、地主の許しを得れば使用出来る。但し小作人は地主の許可なし

には燃料や他の目的に供するため、生長中の木をきつたり。樹木を農場からもち出して齎つたりすることは出来ない。

c いづれか一方がこの契約の実質的な條件を履行することを故意に軽視したり、失敗したり、拒絶したりした場合には、他方は、契約を解除出来る。更にその不履行によつてうけた損失の補償を請求出来る。この解除は落度を明にした解除の通告が過失ある当事者に送られた後三十日たつて、過失者がごの過失を償はないときに有効となる。地主はこの條項で解除され、或は期間の満了した小作人を立退かせるのに法律によつて定められたすべての判決記録をもつ利益がある。

d 調停——この契約における両当事者間の対立は、後に同意するものとして残された價値及び物件の決定をも含めて、三人の利害關係のない者によつて作られる委員会で調停される。この委員会は各々の側から一人づゝえらばれ、第三の者は両者によつてえらばれる。

9 附加事項

農場や水の権利等を買おうとする様な事。

(若しこの余白が足りないならば望む事項を別紙に書き、この余白に貼込むこと)

署名

「よい小作契約」の要點

(註1) 貸地について

小作契約では、つねにどの土地が小作人によつて使用され、またそれが地主の保証になつてゐるのか、ということはつきり示さなければなりません。農場の名前、それの区、(一平方哩の区域単位) 郡区(三十六平方哩の区域単位) 及(方眼測量を行つた所では) 区域の名前或は(土地が分割境界によつて示されている) よく知られている場所の区域等の見地からその住所、それから郡及び州の名前と貸借せられる全面積を記入し、土地と共に貸借せられる他の財産や設備について簡明に記入しなければなりません。

若し農場や建物の一部が貸借せられない時は、その貸借から除外しているものを記入する方が、貸借する多くの項目を書くのに比べますと、二三の項目を記入すればよいのですから、その方が簡単であります。

制限條件は農場によつてちかいましょう。例えば小作人が立木を倒して何かを作ることを制限されるようならばあいです。

(註2) 堅固なそして安全な占有について

安全な長期間の占有は望ましいことであります。といふのはその事が作物や土地改良や生産的な牛や羊の育成に対してもつかりした長期の計画を進めることが出来るからです。

三ヶ年から五ヶ年の契約或は契約終止の通知書面が出るまで年々ひきつゞいて維持される契約をすることは安定性のためによいことであります。

毎年の終りに契約の満了する一年限りの小作契約は、小作人にとってはつらいことがあります。一年契約では小作人が始めた仕事をしとけることができないことがあります。しばしば交替しますと、地主と小作人双方とも無駄な時間と金がかかります。

長期にわたる計画にもとづかねばならない農業には、長期の借地契約の方が有利であります。……特に養畜經營はそうであります。

若しその小作人が養畜農家であるときは、適当な納屋や設備のある他の農場を見出すことは多額の費用を要し、且つ容易なことではありません。一方自分の農場や庭園が家畜の一定の種類や頭数について限られている地主にとっては、農場を最大限に利用するのに必要な家畜設備及び能力をもつ新しい小作人をみつけて落着かせることはむつかしいわねばなりません。

長期契約では、ある條件の下に於ては契約を解消することを契約書に書いておくことができます。又、期間が満了した時、契約書に書かれている終了の通告が前以て数ヶ月になされなければ、自動的に維持するようにしておくべきであります。

短期契約でも若し自動的に更新する條項を記入して置けば長期契約と同様多くの利益を得られます。自動的に更新することを明細に記入した契約の下では書かれている作物期間の終りに有效な通告がなされなければ年々その規定は維持せられます。通告の期間は通常次の契約年の始まる以前の少くとも四ヶ月から六ヶ月位はなければなりません——多くの事例では九ヶ月から一ヶ月のものもあります。

適当な期間前に契約終止の通告をすることは地主、小作人双方にとって利益であります。それによつて小作人は満足すべき農場を見出す金額を得、地主は手腕のある小作人を得る機会を得ます。

(註3) 公平な小作料

農場収入を地主、小作人間に公平に分配することは最も困難であります。農場賃貸借契約の最も重要なことであります。

賃貸料を決定するには慣習だけにたよることをせず、各々の当事者の果す役割によつて慣習に決めなければなりません。小作人の信頼性や彼の希望、能率的に働く能力、亦土地の生産性や農器具の有用性を同時に考慮しなければなりません。借地契約は実は如何にして地主が一定の対価によつて小作人に一定期間土地を耕し、建物を利用する権利を賣るかの約束であります。出來得る限りこの権利の正しい價値を誠實に決定するのに注意しなければなりません。

(註4) 效率的な農業経営

一一二

地主、小作人間の関係がうまくいっているかどうかはその農場が兩当事者にとつてよい収入を上げているか否かによつてきります。若し報酬が相当満足であつたならば地主は一般に喜んで修繕や改良に努力し、そして亦小作人は彼の經營の改良について最善を盡すでしよう。ですから借地契約は兩当事者にとつて農業經營をしていく上に比較的安い費用でよい穀物と家畜の生産をたすけるようにならざるを得ません。

農場の生産性をもちつづけることと、それから出来ることなら家畜に充分な飼料を用意することが大切であります。作物栽培は土壌の肥沃性を保護し小作人の機械と設備を合理的に利用しうるような、地主にもみとめられ且つ小作人にもやりうる農業經營の原則に基ずかなければなりません。兩當事者による負擔と期待される収益とを計算に入れて簡単な經營計画を樹てることが望ましいことです。この計画は企業のよい結合と個々の農場や小作人の能力、設備、家畜に相應した經營を發展する上に大変有益であります。家畜を飼養しようとする時には、小作人とその家族の仕事のわりふりがうまく行く様に注意しなければなりません。若し作物のみを栽培している時には、家族員の或者にとつて仕事のない暇な時が一年の中にはあるでしよう。家畜を飼養しているなら家族の働く時間をより有益に利用することが出来ます。家畜に最も力を注がなければならぬ時が作物栽培の仕事の閑な時に当るよう計画を立てることが望ましいです。例えばある農場に於て主に玉蜀黍の栽培をしているなら、冬期間も耕仕事があるよう、豚や肉用牛を飼おうとするでしょう。他方搾乳に從事するなら、一年中一定の仕事があるでしよう。

(註5) 改良に関する用意

土地の維持や改良の爲に供給されなければならない労働や資材をはつきりと、細目に亘つて契約書の中に示さなければなりません。通常の修繕費を超える改良費は農場の価値を増すものと考えられます。そしてその費用の大部分は一般に地主が支拂います。若し改良事業が施された後も小作人がそのまま値上げしないということであれば、特にその改良を小作人が地主に希望したものならば、小作人は改良事業に協力する方がいいでしよう。多くの場合地主は必要な資材と熟練労働のすべてを提供し、小作人は不熟練労働を提供するようです。小作人は長い間農場を借り受け改良によつて得られたすべての利益を充分に享受出来るという保証を得なければ、改良したいとは思わないでしよう。併し小作人のした改良であつて、而も契約終了の爲、農場に残されている改良の價値分をその小作人に支拂うということを地主が約束して呉れるなら、こんな場合でも小作人は改良をしようと思うでしよう。

この事は一作下の契約に於て殊に必要です。若し小作人が土地の肥沃や改良の價値を減少するよりも寧ろ増加し得ると考えられるなら、彼は契約終了の際農場に於て今迄費した費用の公正な額を返えして貰えることを知つておかねばなりません。假の櫛や小さな小屋、給水の装置は家畜を飼養する場合に必要であります。家畜の飼養や肥料の適用方法は、土地の保護や農場の生産力の増加に非常に需要であります。金肥や厩肥を土地にほどこすような、この様な改良は農業作物をよりよく利用するためにもつと多くの家畜を飼養しなければならないというように。

(註6) 農業計画の協力について

地主と小作人とは適当な土壤保護、生産調整、その他農業を助長する色々な計畫について、若しお互に有利なら共に喜んで協力しなければなりません。長期の契約は時にある條項を変更してこの様な計画に適合させることができます。又計画事業から得られる現金やその他の利益が、計畫を樹てた規則の示す方法によつて地主小作人の兩者に分配されること、それから兩者が計画事業にどちらも公平に奉仕することを契約書の中で取り極めねばなりません。

若し小作人が土壤保護事業により最高の報酬を得るような方法で經營しようとするなら、經營計畫も当然変更されねばなりません。例えば茎秆や他の土壤保護作物をよりよく利用するためにもつと多くの家畜を飼養しなければならないというように。

(註7) 特別な規定

地主、小作人双方とも契約書で規定された責任を負うています。各々の義務をお互に完全に前以つて理解し合つてゐるといふことは大切なことです。小作人も地主も彼等の義務はお互の利益の爲のものであり、お互の義務を忠実に履行するなら意見の不一致や争議を惹き起すことは殆んどないといふことを知つていなければなりません。

地主、小作人間の仲のよく行くに最も必要な條件は、公正な態度と「半分以上相手側に譲歩する」という善意であります。

農場の小作人がその農場が賣られる時、しばへ非常な危険な面に立ちます。そこで彼は新しい所有者によつて彼の権利を認めてもらうことを忘れてはなりません。小作人は作物期間以前に變るべきではありません。しかしながらこの契約以前に變ることに同意したならば、地主は生育作物に対する小作人の利益を何等かの方法で償わなければなりません。更に附言すれば地主は契約終了以前の解約によつてもたらせられた小作人の臨時の出資に対して償わなければなりません。小作人は未だ使い果たされていない改良の價値に対しても補償の要求をした時はあたかも正規の方法で契約が満了した時になされる方法と同様に取扱われます。

地主は彼が土地、建物や他の改良設備を備えた時は、その財産が如何に用いられ修繕されているかを見るため、何時でも農場に行ける権利を持つ必要があります。この権利は地主が自ら、或は彼の代理人又は被代理人が新しい改良事業を爲したり、肥料を増加したり、土壤水利施設をなす権利をも含みます。

同様に、小作人は地主の同意なしに農場のどの部分も轉貸する協定を結んではなりません。そしてそれは丁度地主が小作人の同意なければ契約をゆづることが出來ないと保証したのと同様に重要です。若しお互に合意なしに譲渡を爲し得ることを認め合ふとしますと、多分契約書のある項目についていくらかの調整

が必要であります。

(註7) 不和の調整について

出来得る限り、誤解をまねくおそれのある所を先見して、契約時にそれらの諸點についてはつきりした理解を持つて置くことが望ましい。しかし若し意見の相違が生じ、話し合いでまとまりがつかない時、最もきよめのある方法は調停委員会にその解決を任せることであります。この委員会は三人からなっています——一人は小作人によつて選ばれ、他は地主によつて選ばれ、他の一人は前二者によつて選ばれた人です。これらの三人の誰でもが小作人や地主に直接間接に決定せられる問題について利害関係を持つていません。第三番目の委員は鑑定人或はそれに似た仕事についていくらか経験のある人がよろしいです。大抵の場合に於て調停は裁判所の判決手続より望ましいのです。というのは裁判は金がかかるし、今日の裁判の手続は農場借地問題を解決するには妥当でないからであります。

(註8) Max M. Tharp 氏は合衆國農務省農業經濟局刊 "The Agricultural Situation" の昨一九四八年一〇月號に "Tenant, Landlord, Farm Benefit From Good Lease" と題し、ほゞ同じ内容のことを書いておられる。

二、日本に於ける從來（農地改革前）の小作契約書の實例

例一 北海道（道廳に於て一般に指導要綱してきたもの）

小作契約書

地主（何某）を甲とし、小作人（何某）を乙とし、当事者間に於て左記條項に依り本契約を締結す。

第一條 甲は末尾記載の土地を昭和（何）年（何）月（何）日より（何）年（何）月（何）日迄満五ヶ年末尾記載の小作料を以て乙に賃貸す。

第二條 小作料は毎年（何）年（何）月（何）日限り（何所）に於て支拂うものとする。水田に於ては、昇年生産の生產検査米（何）等品を以て支拂うものとす。但し凶不作に因り石契約品が支拂うべき量額に達せざる場合は順次以下のものを以て補充するものとする。

第三條 第一條記載の期間満了したときは、小作期間、小作料其の他本契約と同一の條件を以て之を更新するものとする。甲において乙の行爲が左の各号の一に該當するの故を以て本契約の解約を爲し、又は更新を拒まんとする場合は（何々市町村）農地委員会に申出づるものとする。

一、甲の同意を得ずして、契約以外の目的に使用したるとき。

二、甲の同意を得ずして他に轉貸したるとき。

三、その他乙において信義に反したる行為ありたる時。
甲に於いて左の各号の一に該當する故を以て、乙に対し本契約の解約を爲し、又は更新を拒まんとする場合亦前項に同じ。

第四條 乙が天災その他不可抗力により、小作料の減免を求めるとする場合、甲乙立会の上誠実に検見を行い、その作柄が八分作未満なる場合に限り減額

するものとする。

但三分作以下の場合は免除するものとす。

甲が乙より第一項の申出あるに拘らず検見に立会せざる場合及び前項の協定成らざる場合は（何市町村）農地委員会にその旨を申出で小作料の決定を求むるものとし、その決定に對しては、甲乙異議を述べることを得ざるものとす。

第五條 乙が行政廳の指示に基き土地改良施設を爲さんとする場合は速かに甲に通知するものとし、甲は石改良事業に對して異議を述べざるものとす。乙が小作地内に建物を建設せんとする場合、若は永年に亘る植物を植栽せんとする場合は、甲の同意を求むることを要す。

第六條 甲が小作地を賣却せんとする場合は、その旨（何市町村）農地委員会に届出づるものとす。乙に於てその土地を購入せんとする希望ある場合は先買權を與うるものとす。右條項を遵守する爲本書三通を作成し、記名捺印の上各自一通を所持し、一通を（何市町村）農地委員会に提出するものとす。

昭和 年 月 日

（地主）住所 何々

氏名 何某

（小作人）住所 何々

氏名 何某

土地及小作料の表示

市町村字地番	令居現況	反	弱	反当小作料	契約小作料	過	備	考

例二 北海道（個人契約）

質貸借契約証書

上川郡多寄村大字
　　貸主　何　之　某
上川郡多寄村大字
　　借主　何　之　某

質貸借物権の表示

一、末尾記載の通り

右土地質貸借を目的として貸貸人何某と質借人何某と連帶保証人何某との間に契約を締結すること左の如し。

第一條 賃貸借期間は昭和　年　月　日より昭和　年　月　日迄
五ヶ年とす。

但賃貸料は二ヶ月毎に決定するものとす。

但期間中と雖も所有権移轉の場合は質借人は異議なく質貸地を明渡すことを約す。

第二條 賃料水田は一反歩に付毎年該地に收穫せるものにして質貸人の至当と認めたる上等玄米四等半五斗と定め檢子の上風通倉庫に於て受渡をなす。

若しくは時價に換算したる金額とし質貸人のみ之が選択をなすものとす。畑は一段歩に付並三円五拾銭と相定む。

第三條 賃料支拂期日左の通り定む。

水田　毎年十一月二十日限　畑　毎年十月十五日限。

第四條 賃借人は質借地を耕地として使用收益するものとす。

第五條 賃料は質借人に於て耕作すると否とに拘らず質借期間中は支拂をなすものとす。

第六條 賃借人は質借地に水田には薬、厩肥、魚肥等を充分に畑には厩肥、豆粕、構成等其他適當の施肥をなし地力の減退を手防するものとす。

第七條 賃借人は毎年水田は四回以上八月末日迄に質貸人の承認する程度に稗及雜草を拔取り畦畔草を刈取るべし。但し除草後は惡草を撲殺するか若しくは

は取扱め適当の箇所に埋め置くべし。畑は作物の種類に關じ被害なき種充份

除草し惡草種及境界草は悉く焼却するものとす。石し期日までに稗及雜草を拔取らざるか或は畦畔草を刈取らざる場合は質貸人に於いて出面を雇入れ除草をなし、質借人は之に対して出面賃の二倍の違約損害金を該地より生産せらる收穫物を以て支拂うことを約し更に異議申立て事

第八條 賃借人は質貸人の承諾なくして目的外に使用せざるは勿論地目を変更し若しくは土石の採掘等原状の変更をなすことを得ず。

第九條 賃借人は質借地を周到なる注意を以て管理するものとす。

第十條 本契約期間中は質料の変更をなさずと雖も地方一般に因作の場合は収穫前質借人に於て実地調査の上削減せず。

第十二條 本目的地に係る公課及水路新設修繕等の費用は質貸人の負担たるものとす。

第十四條 賃借人は該質料を元納せざる以前に於て農作物を他に運搬し或は他人に賣却することを得ず。若し些少たりとも他に運搬し或は賣却したる時は直に質貸人が農作物全量を没収して質貸人が收得するも質借人は異議を申立て不得。

第十五條 賃借人にして本契約各項の内一項たりとも違反したる時は質借人は何等手続を要せずに契約の解除を爲すことを得。此の場合に於て質借人は相当の損害金を質借人に支拂うものとす。

第十六條 賃借人は質借人に對し起居をなし得る如く住宅を提供す。

但しその後喪損等による修繕等は質借人は質借人に於て之を爲すものとす。

第十七條 保証人何某は質借人と連帶して義務を履行することを約す。

第十八條 本契約より生ずる訴訟は名寄区裁判所を合意の管轄とす。

右契約締結の証として本証書二通を作製し各一通を分有するもの也。

昭和　年　月　日
　　賃貸人　何　之　某
　　保証人　何　之　某

　　賃貸人　何　之　某
　　保証人　何　之　某

一、土地
此借地料一ヶ年金

但詳細は末尾明細書の通り

右土地御農場内に於て農業經營の爲め借用致候に付契約する條項左の如し

第一條 借用期間は昭和　年　一月より昭和　年　十二月まで滿　ヶ月とす。

第二條 借地料は之を二分し毎年九月十二月兩期の各二十日限り其の指定の場所へ特參仕拂うべし、若し期日迄に支拂を怠りたる場合は御農場規定に依り延納利子並に督促手数料を支拂うべし。

第三條 借地料は年の豊凶に依り増減せざるべし。

第四條 借用の土地は常に相当の肥料を施し耕耘除草等充分精力を盡し決して荒廃せしめ申さぬ候事。

第五條 御農場に於いて水田を開き用水路及び道路等を設くる爲返地を要求せらるゝときは速に異議なく返地する約、然し從來の借地人に於て其の開きたる水田の借用を望むときは更に御農場に於て定められたる水田の借地料を以て貸渡さるべし。

但しその全部を貸渡されることあるも異議なかるべし。

第六條 学校、病院其の他公共事業の爲敷地を要し又は会社等より申込み御農場之を承諾せられたるとき又は市街新設或は発展のため借地に編入せらるゝ爲借地人へ返地を請求せられたるときは異議なく返地すべし。

第七條 借地人に於いて借地面の形狀を変更する工事を爲さんとするときは必ず御農場の承諾を得べし。然らば其の工事を爲せざるべし。

第八條 借地人は道路橋梁修繕等の爲一ヶ年五日以内無質にて出勤すべし。

第九條 借地契約期間満期に至り借地人無続を求める御農場に於て整支なきときは更に五ヶ年間此の契約を継続せらるべし。

第十條 第九條の如く年限無制する場合には御農場の見込を以て作地料を増減せらるゝも異議なかるべし。

但し此の際契約証書を更正すること。

第十一條 御農場の明諾を得るに非ざれば借地期間内に借地の一部を他人へ轉貸することを得ず。

但し明諾を得たるときは本契約の條件を履行せしむべき契約をなすべし、又借地の二分の一以上を轉貸することを得ず。

第十二條 借地人は御農場の明諾を得るに非ざれば本借地権利を第三者に譲渡することを得ず。

一、國法を犯したるとき
一、風俗を擾乱し又は御農場の秩序を害したるとき

一、其の他本契約書の各條項に違背したるとき
一時に之を完納すべきものとする。

第十五條 借地人前條の金額物権を御指定の納入期間内に完納せざるときは其の地上作物及びその他の物権に御農場において損害賠償の爲適宜處分せらるゝも異議を申立てることを得ず。

第十六條 借地人借地契約を解除せられたるときは解約の日より六十日以内にその土地より退去すべし。而して建造物其の他の既設物権は同期間に除去すべし、然らざれば御農場に於て適宜處分せらるゝも異議申立つることを得ず。

第十七條 保証人は借地人と共に連帶責任を以て本契約の義務を負担するものとす。

右契約仕候鳥後日借地契約證如件

東京市麻布区富士見町三十三番地	北海道	郡 町 大字 村
候爵 榎川義親殿	信地人 氏	名
北海道 郡 町 大字 村	保証人 氏	名
徳川農場長	地所管理人	
		殿

例四 曹森縣(田地)

小作 証

一、田 何反何畝何歩 何郡何村大字何

此小作米 何俵何斗

一、前書貴殿所有の地所拙者小作致候儀相違無之候事

一、前書小作米は年第十一月半額第十二月米半額貴殿方へ持込相納可申候事

一、前書小作米は乾燥を充分にし米海及候等共善良に致可申候事

一、前書小作米を穀にて御取立の場合は穀一俵目方拾壹メ八百匁掛を米二斗二升の割合を以て計算御納可申候事
一、万一小作米の延滞取立等に涉る時は其の年一月より米一俵に付き一ヶ月一升づゝの割合を以て利子御加へ御納可申候事
一、万一本人期間内に小作米を納めざれば証人は一ヶ月間に本人に成代り其の義務を負ひ辨候可致候事
一、貴殿に於て作手平年作に比し五分に満たざる劣作と認め作毛にて分たる場合は十分の七は貴殿の所有とし三は拙者の所有とする事
一、其の年小作米皆納せざる時は更に貴殿の承諾を得るに非ざれば翌年の耕耘に着手致間敷候事
一、貴殿より拙者又は証人に對し地所取上の通知ある場合は何時にも異議なく地所調返可致申候事
右小作証仍如件

年 / 月 / 日	郡 村大字	村大字	番地
	地主 何 某	小作人 何 某	印
		保証人 何 某	印
			殿

例五 曹森縣(林檎烟成園)

林檎烟借耕契約証

何郡何村大字字 何番

此借耕年限は何年迄とす

此斗代金は烟壺反歩に付金何斗完とす納付は毎年十二月とす

一、此林檎烟借耕中は其の栽培施肥等に付十分注意するは勿論如何なる理由ありとも施肥を節約し又は手入を怠りて樹勢力を衰弱せしめたると御認に相成

節何時にも解約せらるゝとも異議無之候

一、該畠に植付ある林檎樹は貴殿の承諾なきときは如何なる場合と雖も決して伐採切斷せざるは勿論但令栽培上不得已伐採又は切斷したる箇には其の幹枝は全部切離したる上貴殿の指定の場所に堆積納付可致業枝の外は必ず放棄又は使用せざること堅く約定仕候 但し栽培上前定の場合に切採りたるものには大枝と幹木は貴殿に全部納付可致候業枝丈は拙者にて使用可仕候

一、此畠に必要な道路橋梁の修繕は反別相當経費と人夫を負担可致候

一、前記の約束を履行せずして貴殿に損害と迷惑を與へたる節は勿論此林檎烟借耕上に開せざることとも差支無之候

一、本人と証人は以上の契約に於て連帯有之候

年 月 日 本人 何

某 某

証人 何

某

殿

土地質貸借契約証

青森縣(林檎烟未成園)

青森縣何郡何村太字

番地

町 反 步

(山林開墾地)

何町步

但 突測面積第

無料

七ヶ年間

玄米斗

号地番

此貨貸借料一反歩に付

自昭和八年

至昭和十一年

自昭和十八年

至昭和二十二年

自昭和二十三年

五ヶ年間

同 九斗

年間

住所

賃借人 何

某

右物件に付賃貸人間に左記條項による賃貸借契約を締結す

一、賃借に係る山林(原野)賃借人に於て開墾し賃貸人の反対する苹果樹栽培可致其園植栽に要する費用は凡て賃借人に於て負担すること

一、右期間内に賃貸人に於て該地を他に賣却し若しくは其他の事由に依り本契約の解除申込みたる場合には一切異議申立てず直ちに土地返還すること

一、賃借人は賃借料を毎年十二月末日迄に賃貸人宅に持込納入すること

一、賃借人は賃借料を期間内に納付せざる時其他本契約條項に違反したるときは何時にも即時解約に異議なきこと

一、本契約解除の場合は賃借人は植栽樹木は勿論地上の物件統てを現状のまゝ賃貸人に引渡すべく若し之に違背せる時は其れ相當の損害を賠償すべき事

一、賃借人は賃借料を毎年十二月末日迄に賃貸人宅に持込納入すること

一、賃借人は賃借料の適當なる増減額に付異存なき事

一、本契約期間終了し又は解約をなしたるべきは賃借人は賃貸人に對し賃借物件を現状のままにて引渡し且勞費其他の損害等を請求せざること

一、其の所有権を主張せざること

一、右の契約條項に付賃借人保証人は賃借人と連帶責任を以て義務を履行すること

右賃借契約証を作製し各自它通を所持するものなり

年 月 日 住 所 賃借人 何 某

地主何某殿

二〇

例七 宮城縣（田作）

土地賃貸借契約証書

一、賃借料 弐石參斗也 但し毫ヶ年に付
賃貸借土地

栗原郡宮野村字八ツ又沢

一、田式畠拾六歩

合反式反參頭廿五歩

前記の土地左の契約の下に賃貸借致候

第一條 此の賃貸借存續期間は此証書成立の日より昭和拾八年四月十五日迄とす。

第二條 賃借料拂込期間（限）は年々拾壹月卅日限とす。

第三條 賃借人は賃貸人方に持行き支拂う可きものとす然れど其賃借人より搬入の場所を指定せられたる時は賃借人は其場所に持行き支拂う可きものとす。

第四條 賃借人は賃料米の場合は宮城縣穀物検査に於て四等米以上のものを支拂うものとす。但し止むを得ざる場合は五等米に付賃料毫石に対する参考金とす。

第五條 賃借人は天災其他の不可抗力に依り賃借の減額を請求せんとする時は收銀前予め賃貸人の実地調査を受く可し若し実地調査を請求せずして收穫したる時は減額を請求するものとす。

第六條 賃借者は當事者の一方が期間内に此契約を解除せんとする時は相手方に其の旨を申し出でたる日より満壹ヶ年の後に返地すべきものとす。

第七條 賃借期間中耕手を以て耕耘せざる時は仮令收穫皆無と雖も賃借料減石升宛の割合を以て差米を賃料と共に支拂うものとす。

第八條 左の場合に於ては賃借人は期間内に拘らず此契約書を解除することを得申立間數段事。

るものとす

一、賃借料遲滯せし時及第三條の場所に於て借賃人より信託を支拂はざる時

一、不法行為により土地の原状を変更したる時

一、賃借人不手入にて土地荒したる時

一、期節に至るも賃借人耕作せざる時

第九條 前節の解約を爲したる時と雖も賃借人は其の一周期分の信託を追かに償済すべきものとす。

第十條 賃借人は賃借料遲滞したる時は遅滞の賃借に対し辦済の日迄年二割に相當する損害利息を附して償済すべきものとす。

第十一條 保証人は賃借人が此契約の債務を辦済せざる時は直ちに連帶して債務を辦済すべきものとす。

第十二條 此契約に關し賃貸人に於て催告又は通知に要したる費用は賃借人及び保証人連帶にて直ちに辦済すべきものとす。

第十三條 賃借人又は保証人居居し若しくは他家に入り其資格を變じたる時は期間に拘らず直に此契約を解除し依然其賃借人又は保証人に對し相続人と共に債務履行を要求せらるゝも速に之が要求に應じ辦済すべきものとす。

第十四條 連帶保証人は賃借契約書（印刷しあり）

昭和八年四月十五日 栗原郡宮野村下宮野五拾番地

小作人 菊池作五郎

連帶保証人 栗原郡同 村同 番地

連帶保証人 栗原郡同村岡田三番地

連帶保証人 同部東一郎

例八 宮城縣（畠作）

賃借契約証書（印刷しあり）

賃借大豆

賃

豆を附する事

第十一條 拙者が賃豆を支拂はざる時は連帶保証人と直ちに連帶債務の責を負ふ事

以上十一ヶ條の契約違反の爲め催促人差向けられたる時は賃付の上日當金毫円を支拂う事

第十二條 此契約に關し貴殿より訴訟を提起せらるゝ時は連名者、裁判所を管轄とせらるゝも異議なし

右契約致候儀相違無之依て後日の爲賃借契約証如件

昭和年月日

賃借契約人

番地

栗原郡志波坂村大字姫郷十六番地
連帶保証人

大庭彦六郎

賃借契約書

一、田地合計 七反八畝十步

此小作米一ヶ年分建米七石五斗

今般賃殿御所有の右記田地は拙者に於て昭和廿年既より向う五ヶ年間（昭和廿五年十二月二十日迄）數頭の上小作致候裏正也 小作米の儀は年々左記の建米を以つて毎年十一月二十日限り賃殿御指定の場所へ運搬納入可致候若し建米に充々ざる納米の場合は規定の差額米を以て納付致すは勿論余外は決して拜受不仕候万一小作不納田地不子入又は御名前等に係る行爲と貴殿に認知せられたる節は何時たりとせ現正の體に御引上に相成候共決して異議不申候 尚小作種の賣買譲渡等は一切行はず不可抗力に依り毛引きを申出する時田地

第一條 貸借地の柔軟性は春夏秋穀何れかを一回摘取する事

第二條 貸借地の灌水路及作場道は勿論地盤破壊等の修繕費用は一切拙者の負担とす

第三條 貸借大豆は四斗入素俵參等大豆を以て納入する事

第四條 天災其他不可抗力に依り土地の状況を変更せし時

第五條 貸借地の柔軟性は春夏秋穀何れかを一回摘取する事

第六條 貸借地の灌水路及作場道は勿論地盤破壊等の修繕費用は一切拙者の負担とす

第七條 貸借の承諾なく賃借権を譲渡し又は貸借地を轉貸せざる事

第八條 左の場合は契約期間中に拘わらず此賃借契約を解除さるゝも異議なし

第一條 貸借大豆遅滞せし時

第二條 貸借人又は保証人行方不明なる時

第三條 貸借にて土地に都合ある時

第四條 前條に依り解除せし時と雖も其年の貸豆は確かに譲渡する事

第五條 貸豆を遅滞せし時は翌十一月より貸借豆に毫石に一ヶ月歩升の損害利

改良等を行ふ場合は貴殿の検分を受け可申候小作期間満了の節は無償にて引渡し決して苦情申間敷候

右の責任を拙者に於て果し兼ね候節は保証人は「一切を引受け貴殿へ御迷惑相掛け不申候

後日念の爲保証人連署の上一札差入申候也

昭和二十一年三月十日

例十 秋田縣（金納最新のもの）
農地貸借契約証（雄勝郡西成瀬村農地委員会提出）

貸借したる 縣 郡 村町大字 字 番地

地 目 田（烟） 反 步

右農地に付左記條項を表示し貸借契約を締結す

一、期 間 昭和年月 日より昭和年月 日まで五年間

二、小作料 金 円 銭也

（但し時代の変遷物價變動甚しき場合は会議上料金の変更等をなす）

三、小作料納付期日 期間内毎年一月二十日とす

四、小作納付場所 地主指定の場所

五、借入農地を借入目的以外に使用せざること

六、轉貸借をなさざること

七、天災又は他の災害により減收を見込まる場合は契約者双方立合の上検見し

八、水利費公租公課は地主の負担すること

（但し農地の改良又は復旧等に要する資材労力等諸経費増大せる場合は合

議の上決定分担することを得）

九、契約せる農地の契約の解除解約又は更新等の場合は一ヶ年前地主又は小作人より予告すること

十、本契約は契約者相互の一方又は双方事故ある場合と雖も後繼者に繼承される效力を失はざるものとす

右契約を証する爲本証書參照を作製し記名捺印の上契約者相互並に市町村農地委員会各官通宛所持す

昭和年月日

郡 郡 村町大字 字 番地
借入人 何 某

郡 郡 村町大字 字 番地
地主 何 某

郡 郡 村町大字 字 番地
立合人 何 某

例十一 山形縣（最新のもの）
小作人 村町市 小作人 村町市 小作人 村町市 小作人 村町市

地主 何 某 殿 地主 何 某 殿 地主 何 某 殿 地主 何 某 殿

立合人 何 某 殿 立合人 何 某 殿 立合人 何 某 殿 立合人 何 某 殿

立合人 何 某 殿 立合人 何 某 殿 立合人 何 某 殿 立合人 何 某 殿

例十三 福島縣（一般のもの）
東村山郡津山村大字山元三二一 小作人 山 元 一 郎

元山 大助 殿

但し

一、合反別 内 訳 小 作 証

此 小 作

但し

右貴殿所有之土地昭和年月より月迄向 ケ年間小作契

約仕候處確実也然る上は年豈に不拘前記の小作料每年期日迄に無相違相納可申候万一根拂り候節は保証人に於て引受小作料及督促費用落拂納候は勿論年限中と雖土地御引上に相成候其異議無之候且小作地に対する水利費は拙者に於て負担可致候依て小作証券如件

昭和年月日 日銀り納付の約

郡 大字 字 番地
小作人 大字 字 番地
保証人 大字 字 番地

例十四 福島縣（注目すべきもの）
東村山郡津山村大字山元三二一 小作人 村町市 小作人 村町市 小作人 村町市 小作人 村町市

地主 何 某 殿 地主 何 某 殿 地主 何 某 殿 地主 何 某 殿

立合人 何 某 殿 立合人 何 某 殿 立合人 何 某 殿 立合人 何 某 殿

立合人 何 某 殿 立合人 何 某 殿 立合人 何 某 殿 立合人 何 某 殿

二三

右の田地前記の各項にて小作仕候處實正也
若し萬一右各項に違背致し候節は小作法に如何なる明文あるとも小作地引上

一、小作料

抽者儀貴殿所有の田地昭和年月日より昭和年月日迄
ヶ年間御貸付被下候に付左に記載の小作約定に従ひ履行可仕候

一、小作米は毎年十二月二十日限り前記通り無相違貴殿宅に納入可致候事

二、米搾え量目候是縣の規定に依ること

三、借地に対する用語普請及諸役等は一切抽者にて相動め可申候事

四、地主の承諾なくして地形変更或は樹木の植付轉貸等致間敷事

五、不可抗力に因り収益に損失を受けたる時小作料の減免率は地主の任意たること

六、左の場合に於ては当然期限の利益を失い貴殿の要求に従い即時質借土地を返還する事

七、第三者より賃借人の財産及保証人の財産に対し仮差押假處分強制執行を受け裁賣、破産の申出ありたる時

八、賃貸人に於て権利を侵害せらるべき行為ありと認めたる時

九、本契約を履行せざるとき若くは履行する能はざるとき

十、小作米の納期延滞及施肥手当不充分なるとき

十一、貴殿に於て右土地御入用の時

十二、法令に依り期限の利益を失う時

十三、抽者に於て前項約定により生じたる損害等は保証人連帶責任者となり連

十四、賃借仕り貴殿に聊かも御迷惑相難け申間敷候事

十五、右約定事項相違無之爲後日之保証人連署小作証書依而如件

十六、年月日 郡町大字連帶保証人何某

十七、何某 郡町大字連帶保証人何某

十八、例十五 富山縣(慣行小作権地帶の一例)——全縣西礪波郡鶴村農地委員会開

小作に関する契約証書

地主海原鶴吉を甲とし小作人山野豊吉を乙とし左の契約を締結する。

一、小作人の目的たる農地の表示

二、小作料の額は明治八年調製地價帖に登載ある合盛米を以て定め公法の規定により金錢に換算するものとする。

三、米作が全村平年作に比し一割五分以上減收あることを公認せられたときは

四、小作料は毎年十二月十五日鶴村農業共同組合甲の自由貯金に乙より搬込むものとする。

五、普通水利組合費は甲が負担、其の他の用排水費及び修繕費、土地改良費は乙が負担するものとする。

六、甲は乙が地方慣行耕作権を有することを承認するものとする。

七、小作料の額は明治八年調製地價帖に登載ある合盛米を以て定め公法の規定により金錢に換算するものとする。

八、米作が全村平年作に比し一割五分以上減收あることを公認せられたときは

九、小作料は毎年十二月十五日鶴村農業共同組合甲の自由貯金に乙より搬込むものとする。

十、甲は乙が地方慣行耕作権を有することを承認するものとする。

十一、乙はこの小作地を耕作以外の目的に供することはできない。

十二、甲は乙が小作料を滞納し又は信義に反した行為のない限り解約を申し渡すことはせない。

十三、乙は自己又は同居の親族が病氣其の他已むを得ない事情で數ヶ年間耕作し得ない事情が生じた時は村農地委員会の指定する團体に管理を申入れることを甲は拒否しない。

十四、乙が肥料又は農機具その他耕作に必要な資金を得るためにこの小作地を担保に供せんとするときは、小作料に滞納のない限り甲は承認を與えるものとする。

十五、此永小作には期限を定めない。

十六、小作料の滞納数年に及ぶときは甲は乙に解約申入をなし又は第三者に耕作

一、賃貸借期間を毎年一月二十日より翌年一月二十日迄とす

但賃貸借期間の終了に先立ち双方よりの解約の申出なきときは翌年年始を限り賃貸借契約を継続することを得

一、小作人は賃借権を他人に譲渡し又は賃借地を轉貸し若くは耕作を他人に委託する事を得ず

一、本証の小作地は小作人に於て如何なる事情あるも貴殿隨意を以て何時御引揚げ被成候共之れに対し決して異議申間敷候

一、賃借料和解候節は保証人は小作人と連帶して直に弁償可仕候事

一、畔畦の異動地形の変更土取等は一切爲す間敷候事

一、堤内は中稻堤外及木障は早稻を作るべき約定に付若し之れに違うものを作りたるときは如何なる災害あるも検見を受けず引方なく小作上納可仕候事

一、保証は規定に依り念入に調製可致候事

一、賃借料米搾方は吟味致し、アラ、クダケ、シイナ、稗等除去し且つ乾燥等注意し調製可仕候候令端米の分と雖も品落ち無之様可致候

一、賃借料米端数の分式斗以上なるときは普通の俵に入れ可申候事

一、小作人は不可抗力に依る以外前記賃料より少き収益を得たる場合と雖も貴殿に對し賃借料の減額を要求申間敷候

一、小作人が土地を返還すべき場合に於て溝渠なく地上物を除去して其の明渡しを爲さざるときは貴殿に於て裁判上の手続を履歴することなく抽者の費用を以て自ら之を爲し又は第三者をして之を爲さしむるも異議無之此の場合貴殿に於て其の除去したる物を任意取扱分するも異議を申出間敷候

一、貴殿地返還の場合に於て小作人は名義の如何を問はず金錢又は物品の交付を請求申間敷候

一、小作人は前記賃借料を毎年十二月廿日限貴殿方持參相納可申事
右は貴殿所有地を左の契約に依り賃借小作仕候
一、小作人は前記賃借料を毎年十二月廿日限貴殿方持參相納可申事

印紙

賃借小作契約証書

北足立郡志木町字館一五七番

一、田 売反參歩

此小作料毫ケ年分 米式俵 四斗入

外式斗毫升

右は貴殿所有地を左の契約に依り賃借小作仕候

一、小作人は前記賃借料を毎年十二月廿日限貴殿方持參相納可申事

一、小作人は賃借料の支拂を滞滯したるときは何等の手続を要せず直に強制執行を得くるも異議なきことを承諾致候

一、地主に於て目的物件の他に譲渡したるときは本契約は何等の手続を要せぬして当然解除せらるゝことを承諾致候

以上各項堅く相守違背不仕候仍て賃借小作証如件

昭和拾參年壹月廿一日 北足立郡志木町 二七二〇 番地

同郡同町 小作人 三上健三郎

連帶保証人 長島德治郎

西川殿

例十七 埼玉縣（烟）——（地主によつて印刷しありたるもの）

印紙 賃借小契約証書

北足立郡志木町字上町二四九二番ノ内

一、烟 式貳拾五歩

此小作料 壱ヶ年分金四円式拾六錢

右は貴殿御所有地を左の契約に依り賃借小作仕候

一、小作人は前記賃借料を毎年十二月廿日與貴殿方え持參相納可申事

但し秋作丈け小作の場合は秋作分を同期に於て済方すること

一、賃借期間は毎年三月十五日より翌年三月十四日迄壹ヶ年とす三月十五日より九月十四日迄を夏作と称し九月十五日より翌年三月十四日迄を秋作

と称す 但し秋作より契約せる場合は其作のみにて契約期間終了したるものとす

但賃貸借期間終了に先ち双方より解約の申出なきときは壹箇年宛を限り

賃貸借契約を継続することを得ず

一、小作人は賃借権を他人に譲渡し又は貸借地を轉賣し若くは耕作を他人に

委託する事を得ず

一、畦畔の異動地形の変更土取等は一切爲す間敷候事

一、本証の小作地は小作人に於て如何なる事情あるも貴殿隨意を以て何時地所御引上げ被成候並之れに対し決して異議申間敷候事

一、諸項の場合に於ける土地引上げに付ては地上物一切を賃借料の内に充て土地と併て御引上げ可被成候事

一、賃借料の延滞其仙節項の引上に於て賃借料に不足を生じたるときは總て保証人ハ小作人と連帶して弁償可申候事

一、小作人が賃借地の用法に従い耕作の範圍内に於て賃借地を使用し収益することを得

一、小作人が土地を返還すべき場合に於て滞滯なく地上物を收去して其の明渡した爲さざるときハ貴殿に於て裁判上の手続を履践することなく拙者の費用を以て自ら之を爲し又は第三者をして之を爲さしむるも異議無之此の場合貴殿に於て其の收去したる物を任意取扱分するも異議を申間敷候

一、賃借地返還の場合に於て小作人ハ名義の如何を問はず金錢又は物品の交付を請求可間敷候

一、小作人に於て本契約に違背したるときは催告其他の手続を要せず直に解約せらるゝも異議なきことを承諾致候

一、小作人は賃借料の支拂を滞滯したるときは何等の手続を要せず直に強制執行を受くるも異議なきことを承諾候

一、地主に於て目的物件を他に譲渡したるときは本契約は何等の手続を要せずして当然解除せらるゝことを承諾致候

以上各項堅く相守違背不仕候仍て賃借小作証如件

北足立郡志木町二四八二番地 昭和拾弌年參月 日 小作人 武藤善平 次

同郡同町 二四五〇ノ一番地

連帶保証人 紙野栄三郎

西川殿

終

(統計印廟)